カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会　　報

≪2018 年 3 月号（555 号）≫

目　　次

報　告
・常任司教委員会 …… 1
・社会司教委員会 …… 2
・教会行政法制委員会 …… 4
・典礼委員会 …… 5
・カリタスジャパン …… 6
・正義と平和協議会 …… 6
・子どもと女性の権利擁護のためのデスク …… 7
・HIV/AIDS デスク …… 8
・中央協議会事務局（総務）…… 9
公文書 …… 10

常任司教委員会

■1 月定例常任司教委員会

日　時　　2018 年 1 月 11 日（木）10：00－14：30
場　所　　日本カトリック会館　会議室 2
出席者　　委　員　　7 人
　　事務局　　6 人

報　告

中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について

12 月 31 日現在の中央協議会口座の東日本大震災関連・義援金残高報告が行われた。義援金総額は 73,542,948 円、支出合計は、65,103,679 円、残高は 8,439,269 円となった。

審　議

1. 2018 年度定例司教総会議案について
本年 2 月 19 日(月)－23 日(金)開催予定の定例司教総会で取り扱う事項を確認した。なお、議案の確定は 2 月常任司教委員会で行う。
2. 2018 年度「司教の集い」準備について
2018 年度定例司教総会中の「司教の集い」開催日程を 2 月 21 日(水)とし、午前は「浦上四番崩れの歴史と現代における福音宣教」、午後は「IT を通じた福音宣教」をテーマとして準備を進める。
3. 「四旬節・聖なる過越の三日間・復活節の典礼に関する補足事項」の発表時期について
2017 年 12 月の第 2 回臨時司教総会で承認した「四旬節・聖なる過越の 3 日間・復活節の典礼に関する補足事項」の発表時期を 2018 年 1 月 11 日とすることを確定した。
4. カトリック新聞将来ヴィジョン策定チームからの答申について
カトリック新聞将来ヴィジョン策定チームからの答申案を常任司教委員会として承認し、2018 年度定例司教総会に提案することを承認した。
5. エチオピア司教協議会から東アフリカ司教協議会連盟の第 19 回総会のための援助依頼について
エチオピア司教協議会から要請のあった東アフリカ司教協議会連盟第 19 回総会のための援助として、司教自発献金から 1,000 ドルを送金する。

社会司教委員会

■第 10 回社会司教委員会事務局会議

日　時　　2017 年 11 月 1 日（水）16：00－17：00
場　所　　日本カトリック会館　会議室 6
出席者　　5 人

報　告

1. 第 9 回社会司教委員会事務局会議（9 月 29 日）議事録案の確認
2. 2018 年度予算案について
3. 青年向け社会教説「DOCAT」日本語版の翻訳について

審　議

1. 第 90 回社会司教委員会秘書合同会議（11 月 2 日）開催要綱案の確認
2. 司教のための社会問題研修会（12 月 15 日－16 日）について
3. 2018 年度年間活動計画案

■第 90 回社会司教委員会司教秘書合同会議

日　時　　2017 年 11 月 2 日（木）15：00－18：10
場　所　　日本カトリック会館　マレラホール
出席者　　16 人

報　告

1. 第 89 回社会司教委員会開催（9 月 26 日）について
2. 2018 年度予算案提出（10 月 19 日）について

3.　2017 年度出前研修の中間報告（16 教区中 7 教区に実施済み）
4.　2017 年度冊子注文の中間報告
『司教団メッセージ　原子力の撤廃を』　18,960 部
『教皇ヨハネ・パウロ２世　広島平和アピール』　日本語版 5,655 部、英語版 1,621 部
5.　2017 年度シンポジウム中間報告
那覇教区（6 月 11 日）、福岡教区（8 月 11 日）、大阪教区（11 月 11 日）
6.　『司教団メッセージ　原子力の撤廃を』の教皇献上について
7.　各委員会・デスクから

審　議
1.　司教のための社会問題研修会について
正義と平和協議会改憲対策部会からの提案を受け、島薗 進さんを講師として「近現代皇室祭祀の問題点」について学び分かち合うことを確認し、プログラムや役割分担について打ち合わせた。
2.　2018 年度事業計画について
2018 年度日本カトリック司教協議会年間活動方針を踏まえ、以下の通り計画を立てた。
①出前研修を実施する。
②原子力の撤廃に向けて司教団メッセージを広く発信する。
③シンポジウムを実施する。
④正義と平和全国集会名古屋大会に社会司教委員会として参加し協力する。
⑤「排除ゼロキャンペーン」をカリタスジャパンと難民移住移動者委員会が協力し推進する。
⑥司教のための社会問題研修会を実施する。
⑦核兵器廃止のメッセージを発表する。
⑧司教団メッセージの素案を作成する。
3.　その他
正義と平和協議会の要請を受け、『安倍 9 条改憲 NO！憲法を生かす全国統一署名』（主催 安倍 9 条改憲 NO！市民アクション）の取り扱い団体として、カトリック司教協議会社会司教委員会の名義を使うことを承認した。

■第 11 回社会司教委員会事務局会議

日　時　　2017 年 12 月 6 日（水）16：00－17：00
場　所　　日本カトリック会館　会議室 9
出席者　　5 人

報　告
1.　第 90 回社会司教委員会秘書合同会議（11 月 2 日）議事録案の確認
2.　シンポジウム（11 月 11 日、大阪教区）実施報告

審　議
1.　2017 年度司教のための社会問題研修会（12 月 15 日）について
2.　2018 年度事業計画について
3.　2018 年度社会司教委員会メッセージについて
4.　司教団メッセージについて
5.　2018 年度スケジュール確認

■第 12 回社会司教委員会事務局会議

日　時　　2018 年 1 月 10 日（水）16：00－17：00
場　所　　日本カトリック会館　会議室 6
出席者　　4 人

報　告

1. 第 11 回社会司教委員会事務局会議（12 月 6 日）議事録案の確認
2. 2017 年度司教のための社会問題研修会（12 月 15 日）概要報告
3. 2018 年度正義と平和全国集会名古屋大会について

審　議

1. 2018 年度事業計画について
2. 2018 年度社会司教委員会メッセージについて
3. 司教団メッセージについて

教会行政法制委員会

■2017 年度第 6 回会議

日　時　　2017 年 10 月 25 日（水）12：00－26 日（木）12：00
場　所　　日本カトリック会館　会議室 3
出席者　　5 人
欠席者　　1 人

審　議

1. 教皇自発教令『カトリック新教会法典』第 838 条改訂について
   2017 年 9 月 3 日に、教皇フランシスコ自発教令の形式による使徒的書簡“Magnum Principium”が発表され、『カトリック新教会法典』におけるミサなど典礼式文に関する条文である第 838 条が改訂された。2017 年 9 月の臨時常任司教員会において、この自発教令の全文とその解説を教会行政法制委員会が邦訳することが決定し、本会合においてその邦訳案を検討した。
2. 『カトリック新教会法典』日本語訳の見直しについて
   『カトリック新教会法典』の日本語訳の見直し作業を行った。前回会合に引き続き、日本語訳が確定していない用語について、推薦する日本語訳および修正点を検討した。その後、これまでに検討してきた用語を再度振り返り、教会行政法制委員会としての意見および提案を確認した。

■2017 年度第 7 回会議

日　時　　2017 年 12 月 6 日（水）11：00－14：20
場　所　　日本カトリック会館　会議室 8
出席者　　4 人
欠席者　　2 人

報　告

教皇自発教令『カトリック新教会法典』第 838 条改訂について
2017 年 9 月 3 日に発表された教皇フランシスコ自発教令の形式による使徒的書簡“Magnum Principium”

の邦訳案を 2017 年 11 月 2 日の常任司教委員会に提出し、同委員会での検討の結果、今回改訂された第 838 条の条文の邦訳のみを 2018 年度定例司教総会に諮ることになった。その際、参考資料として、自発教令の全文と解説を添付する。

審　議

『カトリック新教会法典』日本語訳の見直しについて

前回会合に引き続き、これまでに検討してきた用語を振り返り、教会行政法制委員会としての意見および提案を再確認した。本会合においてすべての用語の見直しを終えたため、当委員会からの提案をまとめ、2018 年度定例司教総会へ諮る。

次回日程　　第 1 回会議　2018 年 3 月 7 日（水）　　日本カトリック会館

典礼委員会

■『ゆるしの秘跡』儀式書改訂会議

日　時　　2017 年 12 月 4 日（月）10:00－15:00

場　所　　日本カトリック会館　会議室 4

出席者　　3 人

審　議

『ゆるしの秘跡』儀式書の改訂に向けた準備作業として、日本語版の第 2 章と第 3 章をラテン語規範版と比較検討した。

■定例会議

日　時　　2018 年 1 月 15 日（月）13:30－17:10

場　所　　カトリック横浜司教館（神奈川・横浜市）

出席者　　8 人

欠席者　　3 人

報　告

1. 「四旬節・聖なる過越の三日間・復活祭の典礼に関する補足事項」について

昨年 12 月に行われた 2017 年度第 2 回臨時司教総会で承認を受けた掲記資料の公表日について、本年 1 月の常任司教委員会において 1 月 11 日付と確定した。今後、教区本部事務局を通じて各教区内に周知し、カトリック中央協議会ウェブサイトでも公表する。

2. 「信条」の旋律（伴奏用）について

昨年 8 月に発行された『「ニケア・コンスタンチノープル信条」「使徒信条」の旋律（一般用）』に続き、12 月 18 日付で、「伴奏用」の楽譜（税込 490 円）が発行された。この機会に、主日および祭日のミサにおいては、「ローマ・ミサ典礼書の総則」68 番に基づいて、「信条」の歌唱が求められていることを周知していく。

審　議

1. 自発教令“Magnum Principium”に関する解説文について

教皇フランシスコが昨年9月に発表した自発教令“Magnum Principium”による教会法第838条第2項と第3項の条文変更を受けて、当委員会として公表する解説文について意見交換を行った。今会合での意見を踏まえて修正し、具体的な公表準備を進める。

2. 『聖書 聖書協会共同訳』の翻訳について
日本聖書協会から本年12月発行予定の掲記聖書の「新約」と「詩編」の訳稿について、全般的な印象およびカトリック教会としての対応について意見交換を行った。当委員会としての意見提出に向けて、引き続き具体的な準備を行う。

3. 2018年度全国典礼担当者会議について
本年9月3日－5日に中軽井沢・御聖体の宣教クララ修道会で行われる掲記会議の内容について意見交換を行った。昨年のテーマ「典礼における司祭の役割と信徒の協力」を受けて、本年は典礼における信徒の協力者の養成について取り上げる予定。引き続き具体的な検討を行う。

次回定例会議　2018年3月12日（月）10：00－15：30　日本カトリック会館

カリタスジャパン

■第1回援助審査会会議

日　時　2018年1月16日（火）13:00－15:00
場　所　日本カトリック会館　会議室4
出席者　5人

審　議

一般援助審査　計12件（国内2、海外10）を審査し、以下1件（海外）を承認、8件を次回援助部会へ付託、1件（海外）を保留、2件（海外）を却下とした。

イラン　「地震復興支援」　10,000ユーロ

次回日程　2018年3月6日（火）13：00－16：00　日本カトリック会館

正義と平和協議会

■事務局会議

日　時　2017年12月6日（水）9：00－15：00
場　所　日本カトリック会館　マレラホール
出席者　7人

報　告

1. 社会司教委員会の要請を受けた改憲対策部会作業の報告
2. 全国集会名古屋大会
次回実行委員会2018年1月13日に事務局より出席
3. 部会報告
改憲対策部会、平和のための脱核部会、死刑廃止を求める部会、活動状況報告

審　議

1.　全国会議について
2018年2月16日から18日に行う全国会議の会議開催要項、案内書を確認した。会議の目的を明確にし、次回定例委員会で審議する。

2.　環境、気候変動問題への対応について
日本のカトリック教会としての取り組みが必要と考え、社会司教委員会に審議を依頼する。

3.　2018年度取り組みについて

4.　次回定例委員会議案について

■教皇庁「核兵器のない世界と統合的軍縮への展望」国際会議

日　時　　2017年11月10日（金）－11日（土）
場　所　　教皇庁(バチカン市国)
参加者　　約300人　日本カトリック正義と平和協議会から2人

内　容

この会議は、2017年7月7日に国連において採択された核兵器禁止条約を受けて、新設された教皇庁の「人間開発のための部署」（Dicastery for Promoting Integral Human Development）が主催したもので、教皇庁としては初めての試みだった。参加者はノーベル平和賞受賞の核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）代表や国際機関、核兵器のない世界実現に関与している組織から集まり、日本からも和田征子さん（日本原水爆被害者団体協議会事務局次長）が長崎での被爆体験を発言した。教皇フランシスコは会議の中で参加者を励まし、核兵器のない世界の展望を語った。

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

■ワーキンググループ会議

日　時　　2017年12月11日（月）11：00－14：00
場　所　　日本カトリック会館　マレラホール
出席者　　10人

経　緯

前回の会議（2017年9月20日）の中期計画で、神学生養成と聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのマニュアル改訂の二つのワーキンググループを設置した。今回、第1回目の会合を持った。

審　議

それぞれのグループで今後の方針とプランについて検討した。

■第44回定例会議

日　時　　2017年12月11日（月）14：00－16：00
場　所　　日本カトリック会館　マレラホール
出席者　　11人

報　告

各ワーキンググループの方針とプランについて

審　議

1.　フィリピン・マニラにある回復施設の視察について

日　程　　2018年2月26日(月)－3月1日(木)

訪問先　　Nazareth Formation House

参加者　　松浦悟郎（責任司教)、平賀徹夫（担当司教)、石川治子（秘書)、
　　イグナシオ・マルティネス（社会福音化推進部長)

2.　2018年度「性虐待被害者のための祈りと償いの日」(3月2日）企画

①テーマ　「性虐待被害者のための祈りと償いの日の集い in 長崎」

日　時　　3月10日(土)13：00－16：00

会　場　　長崎カトリックセンターホール（長崎教区)

講　師　　中島幸子さん

対　象　　一般

共　催　　カトリック長崎大司教区子どもと女性の人権相談室
　　カトリック中央協議会子どもと女性の権利擁護のためのデスク

②テーマ　「教会の中の性虐待・性暴力を防止する」

日　時　　3月18日(日)14：00－16：00

会　場　　カトリック北仙台教会（仙台教区)

講　師　　竹之下雅代さん

対　象　　一般

共　催　　カトリック仙台教区子どもと女性の権利を守る委員会
　　カトリック中央協議会子どもと女性の権利擁護のためのデスク

HIV/AIDSデスク

■第1回HIV/AIDSデスク会議

日　時　　2018年1月12日（金）15：00－17：00

場　所　　日本カトリック会館　会議室4

出席者　　8人

報　告

1.　改訂版小冊子の増刷

改訂版の残数が少なくなり11月21日版として5,000部を増刷し納品された。

2.　大学での講義

デスクのサポーターが担当している白百合女子大学のクラスで2017年11月22日(水)に、また清泉女子大学では12月4日(月)に、河野委員と事務局が招聘(へい)講師としてHIV/AIDSについて講義した。デスクの平良委員が教えている立教大学でも1月10日(水)に講義する機会があった。

どの大学でも学生の反応がとても良く、「HIVとエイズの違いがはっきり分かった」、「カトリックの啓発活動を初めて知った」、「他人事ではなく自分たちの事としてとらえるようにする」という意見が多かった。1月16日(火)には桜美林大学でHIV/AIDSについて講義する。

3.　日本カトリック神学院ザビエル祭

11月23日(木・祝)、模擬店に出展した。子どもから大人まで幅広い年齢層の来場者と交流できた。

4.　日本エイズ学会

11 月 24 日(金)－26 日(日)、コングレスクエア中野(東京・中野区)地下 1 階の展示会場に出展した。発表会場入り口の前だったので多数の人が立ち寄り、カトリックの啓発について理解してくれた。

5.　文京区のレッドリボン展

11 月 29 日(水)にシビックセンター(東京・文京区)で開催された。展示会場やコーラス会場に多くの来場者があった。河野委員と事務局も参加し交流できた。デスクが配布用のビーズバッジ製作の仲介をした。

6.　世界エイズ・デー記念礼拝

12 月 3 日(日)に牛込聖公会聖バルナバ教会(東京・新宿区)で第 23 回の記念礼拝が行われた。今回は当事者からメッセージを聞いて祈り、その後分かち合いをした。カトリック新聞の告知板を見て初めて参加した人もいた。

7.　デスクの新規サポーター登録

デスクの勉強会に参加した人や大学で話を聞いた学生など、去年の 11 月から数名の新規登録があった。

審　議

1.　横断幕について

デスクの横断幕のデザイン案が完成した。フォントの修正を依頼して発注する。

2.　今年の啓発活動について

・例年同様、啓発イベントや祈りの会、正義と平和全国集会に参加する。
・ミニカードの残数が少なくなったので、改訂、増刷する。
・ニュースレターをホームページに掲載して、小冊子の内容も分割して載せる。
・オリエンス宗教研究所に、世界エイズ・デーについて「聖書と典礼」への掲載を依頼する。
・2018 年啓発イベントの予定

キャンドルパレード京都	5 月 19 日(土)
AIDS文化フォーラムin佐賀	5 月 25 日(金)－27 日(日)
AIDS文化フォーラムin横浜	8 月　3 日(金)－ 5 日(日)
AIDS文化フォーラムin京都	9 月 29 日(土)－30日(日)
日本エイズ学会(大阪市)	12 月　2 日(日)－ 4 日(火)
世界エイズ・デー記念礼拝	12 月　2 日(日)

次回日程　　2018 年 3 月 23 日（金）10:30－12:30　　日本カトリック会館

中央協議会事務局

■総務

3 月会議予定

6 日(火)	カリタスジャパン援助審査会	日本カトリック会館
6 日(火)	第 79 回ルーテル/ローマカトリック共同委員会	〃
6 日(火)	ルーテル/聖公会エキュメニズム委員会	〃
7 日(水)	教会行政法制委員会	〃
7 日(水)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
8 日(木)	正義と平和協議会事務局会議	〃
8 日(木)	常任司教委員会	〃
8 日(木)	社会司教委員会司教秘書合同会議	〃

12 日(月)	典礼委員会定例会議	日本カトリック会館
13 日(火)	難民移住移動者委員会ベトナム人司祭修道者の集い	〃
23 日(金)	HIV/AIDS デスク会議	〃

<会報 2018 年 3 月号　公文書>

2018 年世界病者の日　教皇メッセージ

第 26 回「世界病者の日」教皇メッセージ

教会の母――「『ごらんなさい。あなたの子です……見なさい。あなたの母です。』
そのときから、この弟子はイエスの母を自分の家に引き取った」（ヨハネ 19・26－27）

親愛なる兄弟姉妹の皆さん

教会は、主の命令（ルカ 9・2－6、マタイ 10・1－8、マルコ 6・7－13 参照）に従い、教会の創設者であり師であるかたの力強い模範に倣いつつ、新たな熱意をもって病者と彼らをケアする人々のためにつねに尽くさなければなりません。

今年の「世界病者の日」のテーマは、イエスが十字架上でご自分の母マリアとヨハネに向けて語ったことばからとられています。「『ごらんなさい。あなたの子です……見なさい。あなたの母です。』そのときから、この弟子はイエスの母を自分の家に引き取った」（ヨハネ 19・26－27）。

1.この主のことばは、十字架の神秘を根底から照らします。それは絶望的な悲劇を示しているのではなく、イエスが栄光を現し、キリスト教共同体とあらゆる信者の生活を築くための基準となる、至高の愛の意志を伝えた場を表しています。

まず最初に、このイエスのことばは、全人類の母となるというマリアの召命の原点です。マリアは御子の弟子たちの母となり、彼らとその旅路に心を配ります。ご存じのように、息子や娘に対する母の思いやりには、心身の教育のすべての要素が含まれます。

十字架による言語に絶するイエスの苦しみは、マリアの心を刺し貫きましたが（ルカ 2・35 参照）、マリアを行動不能にしたわけではありません。それどころか、マリアは主の母として、献身という新しい道を自ら歩き始めます。イエスは十字架上から教会と全人類のことを気遣い、マリアはその思いを共有するよう招かれます。使徒言行録は、五旬祭に聖霊が豊かに注がれたときに、マリアが初期キリスト教共同体の中でその使命を果たし始めたことを、わたしたちに伝えています。その使命は決して終わることがありません。

2.愛された弟子ヨハネは、救い主の民である教会を表します。ヨハネはマリアを自分自身の母と認めるよう求められます。その際、ヨハネはマリアを受け入れ、たとえ不安や企てが生じても、マリアの中に弟子の模範とイエスから託された母としての召命を見いだすよう招かれます。マリアは愛する母であり、イエスに命

じられたように愛することができるよう子らを導く母です。したがって母としてのマリアの召命、子らを気遣うという召命は、ヨハネに、そして教会全体に伝わります。信者の共同体全体は、母としてのマリアの召命と深くかかわっています。

3.あらゆるものをイエスと分かち合っていた弟子ヨハネは、イエスがすべての人を御父との出会いへと導きたいと願っていることを知っています。思い上がりに心を捕らわれたり（ヨハネ 8・31－39 参照）、からだが病に侵されたり（ヨハネ 5・6 参照）したために、心を病んでしまった多くの人がイエスと出会ったことを、ヨハネはわたしたちに伝えています。イエスはみ国の豊かないのちのしるしとして、すべての人にいつくしみとゆるしを与え、病者にからだのいやしをもたらしました。み国では涙はことごとくぬぐわれるのです。弟子たちはマリアのように、互いを思いやるよう招かれていますが、それだけではありません。イエスの心が一人残らずすべての人に開かれていることを弟子たちは知っています。み国の福音をすべての人に告げ知らせ、キリスト者の愛を困窮しているすべての人に届けなければなりません。なぜなら、すべての人は人間であり神の子であるからです。

4. 二千年にわたる教会の歴史の中で、困窮している人と病者に対する教会の母としての召命は、病者のために尽くす活動を重ねる中で実践されてきました。この献身の歴史を忘れてはなりません。この歴史は今日でも、全世界で続いています。公的医療制度が適切な形で機能している国では、修道会、教区、カトリック系の病院は充実した治療を施すよう努めるだけでなく、人間を中心とした治療を行い、いのちとキリスト教的倫理観を尊重した科学研究を行うよう努めています。医療制度が不十分であるか欠如している国では、教会は幼児死亡率を下げ、伝染病の拡大を阻止するために、人々に出来るだけ充実した治療を行うよう努めています。教会は、たとえ治療を行う立場にいなくても、あらゆる場所で人々のことを気遣っています。ひん死のけが人をすべて受け入れる「野戦病院」という教会のイメージは、実際に現実のものとなっています。宣教会や教区の病院だけが人々に必要な治療を施している地域が世界中にいくつもあるのです。

5. 長い歴史の中で病者のために奉仕してきたという記憶は、キリスト教共同体、とりわけそうした活動を実際に行ってきた人々に喜びをもたらします。しかし、自分自身をさらに豊かにするためには、とりわけ過去に目を向けなければなりません。病者に奉仕する多くの団体の創設者に見られるどんな犠牲もいとわない寛大さ、何世紀も続いてきた数々の取り組みがもつ愛に基づく創造性、信頼のおける革新的な治療を病者に施すために科学的研究を行う熱意といった、過去の事柄からわたしたちは学ばなければなりません。この過去の遺産は、未来をしっかりと設計するための助けとなります。それはたとえば、医療を営利目的の事業にし、貧しい人々を切り捨てようとする企業利益優先主義という世界的な脅威からカトリック系の病院を守るためにも役立ちます。病者の尊厳を尊重し、病者を中心とした治療をつねに行うことは、組織がより賢明になり、愛のわざが行なわれるために不可欠です。公的機関で働き、自らの行いを通して福音のよいあかし人となるよう招かれているキリスト者も、同じ方向をたどるべきです。

6.イエスはご自分のいやす力を、教会に与えてくださいました。「信じる者には次のようなしるしが伴う。……、病人に手を置けば治る」（マルコ 16・17－18）。使徒言行録には、ペトロ（3・4－8 参照）とパウロ（14・8－11 参照）がいやしのわざを行ったことが記されています。教会の使命は、イエスからのこの贈り物に応えることです。教会は、主のように優しく思いやりに満ちた視線を病者に向けなければならないことを自覚しています。医療にかかわる司牧活動は、小教区の共同体から最先端の医療機関に至るまで、皆が新たな熱意をもって携わるべき必要不可欠な使命でしたし、これからもそうあり続けるでしょう。慢性疾患や重度の障害を抱えた子どもや親、親戚を介護している多くの家族の優しさと忍耐強さを、わたしたちは忘れることはできません。家庭内で行われる介護は、人間に対する愛の卓越したあかしであり、正しい認識と適切な政策によって支えられなければなりません。したがって医者、看護師、司祭、修道者、ボランティアの人々、家族、そして病者をケアするすべての人がこの教会の使命に携わっています。それは、各自の日々の奉仕をさらに有意義なものにする共同責任です。

7. いつくしみの母であるマリアに、わたしたちは心身に病を抱えたすべての人をゆだねます。マリアが希望のうちに彼らを支えてくださいますように。また、病気で苦しんでいる兄弟姉妹を受け入れることができるよう、マリアがわたしたちを助けてくださいますように。教会は、病者のケアという福音的奉仕には特別な恵みが必要であることを知っています。だからこそ、わたしたちは一つになって聖母に祈りをささげ、人々のいのちと健康のために奉仕するという召命を、すべての信者が愛をもって生きることができるよう、心から願い求めるのです。この第 26 回「世界病者の日」にあたり、病者が主イエスとの交わりのうちに苦しみを受けとめることができるよう、おとめマリアがその取り次ぎを通して助けてくださいますように。また、病者をケアする人々をマリアが支えてくださいますように。わたしは病者、医療従事者、ボランティアの方々、そしてすべての人に心から使徒的祝福を送ります。

バチカンより
2017 年 11 月 26 日
王であるキリストの祭日
フランシスコ

2018 年世界難民移住移動者の日　教皇メッセージ

2018 年「世界難民移住移動者の日」教皇メッセージ

「移住者と難民に対する受け入れ、保護、促進、共生」

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、

「あなたたちのもとに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である」（レビ記 19・34）。

教皇職に就いてから数年間、わたしは戦争や迫害、自然災害、貧困から逃れてきた多くの移住者と難民の悲惨な状況にとりわけ心を痛めていると、繰り返し述べてきました。その状態が「時のしるし」であることは、疑いようもありません。わたしは 2013 年 7 月 8 日にランペドゥーサ島を訪れて以来、聖霊の助けのもとに、このしるしを読み解こうと努めてきました。「人間開発のための部署」を新たに設立した際、わたしは移住者、避難民、難民、そして人身売買の被害者に対する教会の配慮を示すための特別な部署を――当面はわたしの指揮下で――設けたいと望みました。

わたしたちの家の扉をたたく外国人は皆、イエス・キリストと出会うための一つの機会です。イエスは迎え入れられたり、拒絶されたりしているあらゆる時代の外国人の内におられるからです（マタイ 25・35、43 参照）。主は、よりよい未来を求めて祖国を去らざるをえない人々を一人ひとり、教会の母なる愛にゆだねておられます（1）。この心遣いを、移住のあらゆる段階――出国から移動を経て入国、帰国まで――で具体的に表わさなければなりません。これは重大な責任です。教会はその責任をすべての信者と善意の人々と

共有したいと望んでいます。それらの人々は、現代における移住現象が抱える多くの課題に、寛容さと迅速さと知恵と洞察力をもって、自らの能力に応じて取り組むよう求められています。

この点について、わたしは次のことを再確認したいと思います。「わたしたちが共同で行う対策は、受け入れる、守る、促進する、共生するという四つの動詞によって言い表すことができます」(2)。

現状から考えると、「迎える」こととは、目的国に安全かつ合法的に入国するための選択肢を、移住者と難民により多く提供することにほかなりません。そのためには、人道支援を目的とするビザと、家族が合流するためのビザの発行数を増やし、その手続きを簡略化するために具体的に対処すべきです。わたしはまた、より多くの国が個人もしくは共同体の主催するプログラムを取り入れ、もっとも弱い立場にある難民のために人道支援ルートを切り開くよう切望します。さらに、隣国内の紛争から逃れてきた人々には、特別臨時ビザが与えられるべきです。移住者と難民を集団的に強制送還することは適切な解決法ではありません。人間の尊厳と基本的な権利の尊重を保障できない国に送還する場合はなおさらです（3)。わたしはここで再び、移住者と難民にしかるべき適切な定住先を最初に提供することの重要性を強調したいと思います。「さまざまな地域ですでに始められている受け入れプログラムが広まれば広まるほど、人々の出会いは促され、サービスの質は向上し、成功がさらに保証されます」(4)。わたしの敬愛する前任者ベネディクト十六世が断言しているように、わたしたちは人間を中心に据えるという原則のもとに、つねに国家の安全よりも個人の安全を優先しなければなりません（5)。したがって、国境を管理する人々は適切な訓練を受けるべきです。移住者と庇護希望者と難民が直面している状況は、個人の安全の保障と、基本的なサービスの確保を必要としています。人間一人ひとりの基本的な尊厳のためにも、許可なく入国した人々に、拘禁にとって代わる措置が優先的に適用されるよう尽力しなければなりません（6)。

第二の動詞「守る」は、在留資格に関係なく、移住者と難民の権利と尊厳を守る行動全般に対して用いられます（7)。この保護は、母国から始まります。出国前に正確で信頼性のある情報を提供し、不法な人員募集から彼らを守るのです（8)。このことは、移住先の国でも可能な限り、継続されるべきです。彼らが領事館から適切な支援を受け、身分証明書をつねに保持する権利をもち、司法当局との公正な結びつきと、自分の銀行口座を開く可能性を与えられ、生きるために最低限必要なものを保証されるようにするのです。移住者と庇護希望者と難民の能力とスキルは、もしそれらが正しく認識され評価されるなら、受け入れる側の共同体の真の財産となります（9)。したがって、受け入れ国の中を移動する自由、就労の可能性、そしてコミュニケーションツールへのアクセスが、彼らの尊厳を尊重しつつ与えられるよう望みます。母国に戻ると決意した人々のためには、彼らが職業的にも、社会的にも再び適応するためのプログラムを充実させる必要があることを強調したいと思います。『児童の権利に関する条約』には、未成年の移住者の保護の普遍的な法的基盤が示されています。彼らが在留資格によるあらゆる種類の拘禁を免れ、初中等教育をつねに受けられるよう保証する必要があります。また、彼らが成年に達しても、受け入れ国に正規滞在し、勉学を続けられるよう保証することも必要です。保護者のいない子どもや家族から離れて生活する子どものために、一時的な後見人や里親を提供するプログラムを備えることも重要です（10)。国籍を取得するという普遍的な権利は、出生時にすべての子どもに与えられ、適切なかたちで証明されるべきです。移住者と難民がしばしば陥る無国籍状態は、「国際法の基本的原則に即した国籍法」（11）によって容易に回避することができます。在留資格により、国民健康保険や年金制度への加入が制限されたり、本国送還の際の還付金の送付が影響を受けたりすることがあってはなりません。

「促進する」ことは、創造主の望まれる人間像を構成するあらゆる側面において、すべての移住者、難民、そして受け入れる側の共同体が人としてその能力を十分に発揮できるようにすることを本質的に意味します（12)。それらの側面の中でも、宗教的な側面の真の価値が認識されなければなりません。自らの地域内で自分の宗教を公言し、信仰する自由をすべての外国人に保障すべきです。多くの移住者と難民は、適切に認識、評価されるべき能力を備えています。「人間の労働とは本質的に諸国民を一致させるものです」(13)。

したがってわたしは雇用機会、言語を学ぶ機会、そして市民として活発に活動し、母国語で適切な情報を得る機会を、庇護希望者を含むすべての人に保障することによって、移住者と難民の社会面、就労面での適応を促進するために尽力するよう勧めます。未成年の移住者の場合、彼らの労働は、搾取をなくし彼らの正常な成長を脅かさないために規制すべきです。2006 年にベネディクト十六世は、移住において家庭がいかに「いのちの文化の場であり源であると同時に、価値観を培う場」（14）となっているかを強調しました。家族は、一つになるようつねに促されるべきです。家族――祖父母、兄弟、孫を含む―が、どんなに経費がかかっても再び合流するよう促すべきです。障害を抱えた移住者、庇護希望者、難民には、より充実したケアと支援が保障されなければなりません。わたしは、国際協力と人道支援の分野における、多くの国のこれまでの貢献に感謝しています。そしてそれらの支援が、非常に多くの移住者と難民を受け入れている発展途上国のニーズ（医療、社会面の援助や教育など）に合わせて提供され、物品が欠乏し無防備な状態にある地域の共同体にも届けられるよう望みます（15）。

最後の動詞「共生する」は、移住者と難民の存在によって異なる文化がともに豊かになる機会に対して用いられます。「共生というのは、移住者が自らの文化的アイデンティティを抑圧され、忘れ去ってしまうような同化を意味しているのではありません。むしろ、他の人とのかかわりは、彼らがもつすばらしい面を快く受け入れるように心を開き、他者の中にある『隠されているもの』を見つけ出すように導きます。そして、お互いにもっとよく知り合うようになるのです。これは、人類への多面的な神のたまものをもっともっと反映されるようになるために社会や文化を形成していくことを目指す、長いプロセスです」（16）。このプロセスは、経済的、言語的な条件に関係なく市民権を与え、移住者の国内長期滞在を特別に合法化する道を探ることにより、加速させることできます。わたしはさらに、出会いの文化をあらゆる方法ではぐくむ必要があることを再び強調したいと思います。それらの方法には、異文化交流の機会を増やすこと、共生に結びつく優れた行いを文書化して広めること、さらには地元の共同体が共生に向けて進むための準備プログラムを推し進めることが含まれます。また、人道的危機のために移住先の国を去らざるをえない外国人の特別なケースにも焦点を当てたいと思います。それらの人々は、本国に戻り、そこでの労働に再び適応するためのプログラムに参加するために、適切な支援を確かに受ける必要があります。

教会は司牧的伝統に従い、上記のすべての取り組みを自ら行う用意がありますが、望ましい結果を得るためには、政府と市民社会がそれぞれの責務に応じて貢献することが欠かせません。

各国首脳は、2016 年 9 月 19 日にニューヨークで開催された国連サミットにおいて、移住者と難民のいのちを守り、彼らの権利を尊重するために尽力する意向を明確にし、その責務を地球規模で分かち合うと明言しました。各国はこの目的のために、2018 年末までに二つのグローバル・コンパクト（*）の草案を作成し、採択するよう努めます。一方は難民のため、もう一方は移住者のためのものです。

親愛なる兄弟姉妹の皆さん、今、進行しているこれらのプロセスに照らして考えても、これからの数か月は、この四つの動詞で表現させる具体的な行動を提示し、支えるのにふさわしい特別な機会です。したがって、政府と市民社会でこの二つのグローバル・コンパクトの採択プロセスにかかわるすべての人々――もしくはかかわりたいと望む人々――に、あらゆる機会を駆使してこのメッセージを伝えてください。

今日 8 月 15 日に、わたしたちは「聖母の被昇天の祭日」を祝います。聖母は国外逃亡という苦難を体験し（マタイ 2・13－15 参照）、ゴルゴタまで御子の旅に愛をもって寄り添い、そして今、御子の永遠の栄光にともにあずかっておられます。世界中の移住者と難民の希望と、受け入れ側の共同体の願いをマリアの母なる取り次ぎにゆだねます。わたしたちが神の命令に従い、他者、外国人を自分自身のように愛することができますように。

バチカンにて
2017 年 8 月 15 日
聖母被昇天の祭日
フランシスコ

（注）

1. 教皇ピウス十二世使徒憲章『Exsul Familia』第一章 1 参照
2. 「移住と平和に関する国際フォーラムの参加者へのあいさつ」2017 年 2 月 21 日
3. 「第 103 回国際移住機構（IOM）評議会への教皇庁常任オブザーバーの声明」参照、2013 年 11 月 26 日
4. 「移住と平和に関する国際フォーラム参加者へのあいさつ」2017 年 2 月 21 日
5. 教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛』47 参照
6. 「第 20 回国連人権委員会会議における教皇庁常任オブザーバーの声明」参照、2012 年 6 月 22 日
7. 教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛』62 参照
8. 教皇庁移住・移動者司牧評議会指針『移住者へのキリストの愛』6 参照
9. 教皇ベネディクト十六世「第 6 回世界移住移動者司牧ケア会議の参加者へのあいさつ」参照、2009 年 11 月 9 日
10. 教皇ベネディクト十六世、2010 年「世界難民移住移動者の日教皇メッセージ」、「移住者の人権のための人権協議会第 26 回定例会議における教皇庁常任オブザーバ―の声明」2014 年 6 月 13 日参照
11. 教皇庁移住・移動者司牧評議会、開発援助推進評議会「移住者と強制避難民のうちにキリストを迎え入れる」70、2013 年
12. 教皇パウロ六世回勅『ポプロールム・プログレシオ――諸民族の進歩推進について――』14 参照
13. ヨハネ・パウロ二世回勅『新しい課題――教会と社会の百年をふりかえって』27
14. 教皇ベネディクト十六世、2007 年「世界難民移住移動者の日教皇メッセージ」
15. 教皇庁移住・移動者司牧評議会、開発援助推進評議会「移住者と強制避難民のうちにキリストを迎え入れる」30－31、2013 年参照
16. 教皇ヨハネ・パウロ二世、2005 年「世界難民移住移動者の日教皇メッセージ」2004 年 11 月 24 日

（訳注）

＊「難民と移住者に関する国連サミット」（2016 年 9 月 19 日）に参加した 193 の国連全加盟国により採択された「ニューヨーク宣言」のもとに、合意へのプロセスが開始された国際協定。難民と移住者のいのちと権利を守り、世界の移住現象の責任を各国が共有するために具体的な対策を講じることを目的とする。
国際連合広報センター・ウエブサイト参照 http://www.unic.or.jp/news_press/info/20679/

カトリック中央協議会　「 会報 」　2018 年 3 月号　（通巻 555 号）
発行日　2018 年 2 月 20 日
発行　宗教法人カトリック中央協議会　http://www.cbcj.catholic.jp
〒135-8585　東京都江東区潮見 2-10-10　電話 03-5632-4411　Fax 03-5632-4457